

## 平成 26 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	明知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元衛
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東 秀一 班長兼副主幹 加藤 潤  
主 事 須田 拓也

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横山 忠長	副 市 長	須田 正彦
教 育 長	齋藤 光正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋藤 均
財 務 部 長	佐藤 正春	市民福祉部長	齋藤 洋
農林水産建設部長	佐藤 正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏春
教 育 次 長	齋藤 栄八	ガス水道局長	高橋 元
消 防 長	伊東 善輝	会 計 管 理 者	須田 一治
総務部総務課長	齋藤 隆	企 画 課 長	齊藤 義行
財 政 課 長	佐藤 正之	市 民 課 長	佐々木 俊哉
福 祉 課 長	阿部 聖子	農 林 水 産 課 長	佐藤 克之
観 光 課 長	佐藤 均	学 校 教 育 課 長	木谷 玲子
文化財保護課長	齋藤 一樹	管 理 課 長	佐藤 次博
農業委員会事務局長	平野 清克		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成26年6月12日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。初めに、15番佐々木春男議員の一般質問を許します。はい、15番佐々木春男議員。

【15番（佐々木春男君）登壇】

●15番（佐々木春男君） 初めに、国民健康保険制度の維持、充実に関連して質問いたします。

先般、日本共産党にかほ支部が行った、にかほ市民を対象にした暮らしに関するアンケートでは、多くの方々から返事をいただきました。その中でも「国保料が高い」と感じる声が多く、国民健康保険料の引き下げを望む回答が多くありました。この制度は、加入者の所得が比較的低いことや非正規労働者の増加など、所得の割に負担が大きく、納めたくとも納めきれない人も多くいます。そのため、窓口で一旦医療費の全額を払わなければならない資格証明書や有効期間の短い短期保険証を発行されるなどしておりますが、このような傾向は、にかほ市に限らず全国的にあるようです。そして、近年、増加傾向にもあるようです。

全日本民主医療連合会の調査では、経済的理由による受診の遅れで症状が悪化し、死亡した例も多くあると発表しております。

所得の割に負担が大きく、国保料が高いと感じられるのは、一つは国の国保に対する取り組みが弱いからであります。国の負担割合を高めるなど制度の充実を強力に要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

政府は、国保を都道府県単位にしようとしておりますが、広域化では自治体独自の制度への援助をやりにくくするものであります。それでは加入者の負担が、ますます大きくなります。広域化で国保制度の充実が図れると考えておられますでしょうか。

より多くの加入者が安心して医療を受けられるよう、一般会計などからの繰り入れを、より多くして、国保税の加入者の負担軽減を図ることも大切なことと思いますが、いかがでしょうか。

次に、農業のあり方を覆す農政「改革」の問題点について、市長の考えをお伺いいたします。

安倍内閣の農政改革は、環太平洋連携協定（TPP）早期妥結を前提に、米の生産調整の廃止、米直接払いの削減、廃止、認定農業者や法人などの一部の助成対象の限定、農業への企業参入の自由化などを推し進めております。また、規制改革会議の農業ワーキンググループは、農業改革に関する意見書を発表しましたが、その意見書の提出を受けて農協などの抜本見直しを強調し、6月に策定する成長戦略に反映させるとしております。農家や農協関係者はじめ地域住民にとっても重大な内容になっております。

一つ、10アール当たり1万5,000円の直接支払助成金は、低米価に苦しむ農家にとって大変貴重な助成金でありました。それが半減、削減になるのですから、農家に与える影響は大きいものです。農業は地域経済の柱の一つでもあります。地域経済にとっても好ましいものではありません。自治体として、どのように考えておられますか。

次に、農業委員会の公選制の廃止や農地の権利移動を、一部を除き届け出制にしたり、農業振興地域の農地でも植物工場や販売加工施設などを造る場合は、迅速に転用できるよう求めています。これでは優良農地の農地つぶしを広げかねません。

農業生産法人については、事業要件の廃止や役員要件も、大幅な緩和を求めています。

これらは農業の所得倍増が現存の農民や農村住民の仕事や所得の確保ではなく、営利企業のビジネスチャンスの拡大に最大の狙いがあることを示しているように思います。今求められているのは、大規模農家も小規模や兼業農家も含めて、地域の協力を基礎に、農地と生産の振興、若い農業者の確保など、地域農業の維持、発展の取り組みを強めることではないでしょうか。農業改革の求めていることと地域農業の発展には、どのように考えておられますか。

農業協同組合の見直しでは、組織の改編を求めています。中央会制度の廃止と全農の株式会社化です。さらに重大なのは、単位農協の総合性を否定し、事業枠を大幅に狭めることです。信用、共済、准組合員の数も地域性があり、地域に密着したものであります。現状からでは、これでは農協の経営基盤を崩し、多くの地域住民と農協とのつながりを断ち切ることとなります。農協系統組織をバラバラにし、その悪影響が農民や地域住民、地域全体にかかってくる見直しでは、見直しに値しないと思います。市長の考えはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日一日であります。一般質問、よろしく願いをいたします。

それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度の維持、充実についてであります。

初めに、国の負担割合を高めるなど制度の充実を強力に国に働き、要請をすべきではないかというふうな御質問でございます。

国民健康保険制度は、御承知のように構造的に低所得者が加入する制度となりまして、財政運営が非常に不安定な状況にあります。

こうした中で経済情勢などを反映して、被保険者が増加する一方で高齢化の進行に伴い、医療費が年々増加しております。全国的に見ても国保事業の運営は、極めて厳しい状況に置かれております。

しかしながら、国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤として、医療の確保と市民の健康保持などに大きく貢献し、地域保険として重要な役割を果たしていることから、私ども市長会を通して国に次のようなことを要請をしているところであります。

その内容の一つとしては、国の責任において安定財源を確保し、国保の財政基盤の強化を図っていただきたい。二つとして、低所得者層に対する負担の軽減を拡充し、また、強化をしていただきたい。三つとして、定率の国庫負担割合を拡大していただきたい。四つとして、地方単独事業の実施に対しては、国庫負担の減額算定措置を廃止すること。五つとして、健診等保健事業に対して十分な財政支援措置を講ずることなどありますが、財政的な構造問題の対応や制度の改善については、引き続き市長会などを通して国に要請をしまいたいと思っております。

なお、国保中央会主催の国保制度改善強化全国大会においても、同様の事項を決議し、国などに対して要望活動を展開をしているところであります。

次に、広域化で国保制度の充実化が図られるかという御質問でございます。

御承知のように、国は平成29年度をめどに、都道府県が国保運営を担う基本に、都道府県と市町村が適切に役割を分担するため必要な方策を講じると、そのように言っております。このことから、今月1月から政務レベルの協議、2月からは事務レベルによるグループワーキングが行われておりまして、来月には中間のまとめが報告される予定となっております。現段階で都道府県と市町村がどのような業務を担っていくのかなどについては、詳細に示されておきませんが、政務並びに事務協議においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表もメンバーに入っております。そして現在、財政上の問題分析と解決方法、都道府県と市町村の役割分担など、今後の国保制度を維持・充実していくための議論が行われております。したがって、どのような国保運営制度とするのかは、現段階では不透明でありますので、今後の動向に注視をしまいたいと思っております。

次に、一般会計の繰り入れをより多くし、国保税の負担軽減についてであります。

この御質問については、これまでもたびたび一般質問がございましてお答えをしておりますが、国保税軽減のための繰り入れとしては、法定の繰り入れ基準に基盤安定負担金があります。これは所得に応じて、それぞれ個々の所得に応じて均等割の7割・5割・2割を軽減するもので、その軽減分については県が4分の3、市が4分の1の割合で負担して繰り入れ、繰り出しているものであります。そして、今年度から更に5割・2割の軽減対象を拡大して、低所得者の税負担の軽減を図っているところであります。

また、法定以外の繰り入れについては、今年度から子供たちの医療費を中学校を卒業するまで無料化しました。この医療費については、一般会計から補填をすることになります。

しかしながら、国保税の負担軽減を図るために、さらに法定外の繰り入れを一般会計から多く補

填するとなれば、協会けんぽや共済組合など国保以外に加入している市民からしてみれば、市民税などの市税のほかに自身の保険料も負担しておりますので、医療保険の二重負担を求めることに繋がりがねません。したがって、税負担の公平性という観点から、国保制度を踏まえて適切な繰り入れを行うことが大切であると思っております。一般会計からの繰り入れということだけではなく、先ほど申し上げましたように、国からの財政支援、これを強力に要請していくことが大切ではないかなと、そのように思っております。

次に、農政のあり方についてであります。

初めに、米の直接支払金の半額について、どのような考えを持っているかということでございます。

御承知のように、国は平成25年11月に新たな水田農業政策を打ち出し、その一つとして米の直接支払金を平成26年度から半減、10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減したわけであります。これが平成30年度以降については、減反も見直しされますし、当然ながらこの直接支払金も廃止するというふうなものが打ち出されているところであります。

その理由の一つとしては、高い関税に守られている米に交付金を交付することについて、他の産業の従事者や他の作物を生産する農業者に納得していただくことが困難な状況になってきているということがあります。二つとして、交付金を受け取ることで新たな作物栽培を切り開いて経営を発展させることを閉ざしてしまっていることもあります。三つとして、農業従事者の高齢化に伴い、進みつつある農地の流動化、これを遅らせる面があるなどの問題を国が提起しているわけであります。

また、今、交付金の半減、あるいは廃止について、そのお金を無くするのではなく、それをどう使うかということで、これもその方針が打ち出されております。助成金の振り替え、拡充策についてでございます。一つとしては、水田ばかりではなく、畑や草地を含めて農地を維持するために多面的機能に対する支払い、これを創設するというところであります。二つとして、主体的な経営判断により、水田フル活用を実現するため、水田の有効対策の充実を図るための資金とも使いたい。あるいは三つ目として、コストダウンと所得向上を図るために農地集積などの農業の構造改革にもこの止めた部分のお金で取り組みたいというふうなものが国から出されているわけであります。

市としては、農業者の高齢化や後継者不足、そしてそれに伴い年々耕作放棄地が増えている状況でありますので、私どももにかほ市の農業をどうするかが大きな課題であります。

まずは国の政策である日本型直接支払や農地中間管理機構の活用、そして補助制度を活用しながら農業に夢を持って取り組む意欲的な担い手を育成、支援してまいりたいと思っております。

また同時に、市としても単独事業を強化しながら、園芸作物や畜産など複合経営を推進し、農業所得の向上と担い手の育成に努めてまいりたいと考えております。

例えば、今の構想の中では、できれば何とか実現したいということで取り組んでいるのは園芸メガ団地であります。これは小菊を約8ヘクタールほど集団化して、そこに若い農業後継者を入れて、全体で年間1億円の売り上げを目指そうと、これをモデルにして、これからの若い農業者の確保、そうしたことに繋げていきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、これからの農業についてであります。

前段でも申し上げましたが、現在、農業従事者の高齢化が進み、また、担い手不足から耕作放棄地が増えていることは御承知であります。このような状況の中で、将来にわたって農業・農村を、どう守っていくか、どう維持、あるいは発展させていくかとなると、個々農家の農業所得の向上が大きな部分を私は占めると思います。その方策として、経営規模の拡大や農産物の高付加価値化、複合経営の確立、あるいは農業の6次産業化も大切であります。そのためには、農業経営基盤を強化することが必要であります。市としても、これまで経営基盤を強化するために集落営農組織の法人化に力を入れてまいりました。しかし、これからの農業においては、企業と農業が連携して組織を立ち上げ、農業経営を行うこともあっても良いのではないかなど、そのように思います。企業が持つ資金、あるいは情報の収集力、そして、ものづくりのノウハウを生かした競争力のある商品作りや売り込みなど農業の6次産業化に結びつける近道でもないかなど、そのように考えるところでございます。

しかしながら、市としては企業の参入や法人化ありきではありません。これも先ほど申し上げましたが、将来に向かって夢を持ちながら農業を継続していこうという意欲的な農家、認定農家等については、これまで以上に支援を強化して、また、新規就農者の掘り起こしにも力を入れてまいりたいと思っております。

次に、農業協同組合の組織の再編についてであります。

報道によれば、政府の規制改革会議では、5年をめぐりに農協改革についての提言をしているわけがあります。一つとして中央会制度の廃止、二つとして全農の株式会社化、三つとして単協の専門化と健全化の推進、四つとして理事会の見直し、五つとして組織形態の弾力化などがあります。

この提言については、農林水産省では中央会を例えば一般社団法人とした場合のメリットについては、一つとして行政庁による監督がない、独自でいろんなことがやれるということになります。二つとして、会員の範囲を定款で自由に定め、農業法人や経済団体なども会員になれます。三つとして、事業の範囲を定款で自由に定め、農業法人への経営指導などが直接できるようになるなどしております。

一方、デメリットとしては、一つでは法律で特別に規定されているJAの指導、この根拠がなくなる。それから、二つとして、法定独自の会計検査が実施できなくなる。三つとして、独占禁止法の適用除外がなくなる。これはいろんな資材とか何とかは全農で全部買ってますから、今度はこれを見直しによって独占禁止法の対象になるというふうなこともあります。四つとして、課税が強化される場合があり、その場合には、組合員やJAの負担が大きくなる可能性もあると、こんなことを農林水産省は指摘をしているところでございます。

現在の状況においては、改革案について単協やその地域への影響などははっきりしておりませんが、趣旨は地域の農協が主役となり、独自性を発揮して農業の成長産業化に力を注げるように抜本的に見直すということが底辺にあると考えております。

その後、これが規制改革会議の方から提案されましたけれども、政府の与党であります自民党執行部は、基本的にその考え方については了承をしましたが、自民党の執行部が示した内容は、廃止

するというのではなくて、自立的に新たな制度に移行するというふうな表現なるようであります。ということで、その規制改革会議の中では5年後に廃止が、この自民党の案については廃止することも、あるいは廃止しないことも受け止めるようなこの内容となります。自立的に新たな制度に移行する、これが全くどう判断すればよいか分からないような内容になっておりますが、いずれにしても、そう簡単にこの改革は自民党の案としては進めさせませんよということだろうと私は思います。

そうしたことで、JAの秋田中央会の木村会長は、自民党の改革案について中央会制度の廃止など急激な変化を求めるものではなくて、現場の声に配慮した形になったと思う。そして、JAの自己改革を促す内容であると思うので、しっかり方向性を検討していきたいと、昨日だかの新聞にコメントがありました。

いずれにしても、農協と今後の方向などについては、意見交換をしながら、場合によっては市長会などを通して国に要望してまいりますけれども、今日の新聞を見る限りにおいては、規制改革会議も安倍首相への答申で、今まで廃止となったものが、そういう廃止の文言を明記しないで新たな制度に移行するとの表現にとどめるようでございますので、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 国保制度についてですが、確かに減免制度もあるわけですが、私に相談を持ちかけてきた方の話では、その方の話は、私に来る前に役所に相談に行ったと。その窓口で預金残高の確認が必要など、受け付ける前に様々な条件を出され、嫌になって帰ってきたと。職員は窓口で追っ払うつもりはなかったでしょうが、結果的にそうってしまった、そういう例もありますし、制度はあっても、それを生かしてきていない面も見えています。

それから、資格証明書、本市でも資格証明書を発行されているようですが、税を納めたくとも納められずに資格証明書になった方は、一旦窓口で医療費の全額を払うということは大変厳しいことではないでしょうか。本来、健康を保つための国保ですが、社会の状況が良くないこういうときだからこそ、国庫負担の増額を求めたり、市の財政で大幅な負担軽減を図り、誰もが安心してお医者さんにかかるよう、誰もが払える保険料の設定が求められているのではないのでしょうか。

農業関係では、確かに農業の現場は農産物の価格の低落や担い手の高齢化などの問題を抱えております。農政の転換を求めています。この農民の声に、農協組織や農業委員会が応えることこそ政治が支援すべきことではないでしょうか。財界が進めようとする農業と農地を営利企業の儲けの場にする構想では、安全な食料の確保、食糧自給率の向上、農村社会の維持・発展にとっては、百害あって一利なしです。農業改革の名のもとに、農協や農業委員会潰しは、直ちに止めるべきではないでしょうか。

それから、その直接払のかわりに多面的な直接支払というのがありましたけれども、それは直接農家に入ってくるのではなくて間接的に入ってくるお金でありまして、現在行われております環境保全活動、それと並行した形で来られるようで、直接農家に入るものではございませんので、その辺のところは御理解していただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 国保税の関係について、窓口で市民の皆さんに不快なものを与えたということであれば、私からも謝らなければなりませんけれども、その状況については担当の部長からお答えをさせます。

それから、資格証明書、私どももできるだけ資格証明書は発行しないということを基本にしています。基本に。ですから、ただ、国保税の納税、これは十分納税が可能だけれども納税をしない、そういう形の方には短期のものを発行していますが、例えば困っていてもやはり病院にかからなくちゃならないというときは、資格証明書じゃなくて短期証明書、そういうものも発行している事例もたくさんございます。ですから、このことについてもその状況については担当部課長からお答えをさせます。

農政改革、私は佐々木議員がお話のように、地域の中でそれを完結できるような農業経営ができれば一番いいと思います。一番。そのためにも、我々もいろんな制度を作りながら、単独事業の制度を作りながら支援をしてみたいし、あるいは新規就農者の掘り起こしもやってみたい。ただ、現状の農業を見ても、やはり担い手不足、あるいは農業従事者が高齢化している中で、本当に地域農業・農村をこの形で守れるのかということになりますと、基本は集落営農や組織、あるいは認定農業者になりますけれども、ただ、今の状況からして、本当にそれだけで、にかほ市の農業・農村を守ることができるかという、やはり心配なところがあります。ですから、企業にどうのこうのじゃなくて、企業とそれぞれ農家が連携して農業経営をやることも、私は一つの方法ではないかなと。基本は、あくまでもこの地域の農家の皆さんが結束して農業経営をしながら農村を守っていく、これが私の基本的な考え方であります。

それから、農業委員会の改革もあります。

私、今、うちの方の農業委員会を見ても、何ら不都合なことはありません。ただ、この農業委員会の改革については、全国的な形の中で、やはり色々なその事業をやるときに、農業委員会がネックになっていると、そういう場合もあるのだからこういうことになるんだろうと思いますが、これについても先ほどの農協改革と同じように、どういう形に進展するのか見極めながら、秋田の市長会、あるいは東北市長会等についても意見交換などをしてみたいなど、そういうふうにして考えているところであります。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 国保関連で減免を受けたいんだけども制度が生かしきれていないというような御質問でございました。

窓口対応の部分に関しましては、報告を受けていないというのが事実でございますけれども、ただ、税の減免を受けるということにつきましては、当然その方の資力といいますか生活状況といいますか、そういうものが確認が必要になります。生活保護基準と照らし合わせる関係もでございます。ただその中で、窓口でその通知を見せてくださいというようなことがあったのかどうか、あったとすればその辺は大変申し訳ないことをしたなというふうに考えております。やはり困っている方がその窓口に来られるということは、大変な状況で来られているわけでございますので、そういったところに配慮しながら対応するように、こちらの方で指導を再度したいと思っております。



それから、窓口で10割、一時的とはいえ支払うのは大変だということでございます。それで、市長がお話しておりましたけれども、資格証明書を交付している世帯につきましては、3ヵ月ごとに国保被保険者証返還等審査委員会というのを開催しております。その世帯の状況の変化等把握しながら、あるいは戸別訪問等行いながら納税相談を実施して、計画的なその納付、あるいは分納をお願いしているところでございます。

しかしながら、どうしてもそうした制度を理解していただけない方もいらっしゃいます。そういう方には、やむを得ず資格証明書の発行ということになるわけでございますけれども、ただ、世帯の中にはお子さんとか中学生、高校生いらっしゃいます。あるいは入院されてという方も、そういうことも考えられるわけでございます。そうしますと、入院の場合は、かなり医療費が嵩むわけでございます。その場合は資格証明書から短期保険証に切り替えるなど、そうした配慮も行っております。

いずれにしても、個々の世帯の事情を把握しながら、納付について計画的なところをお示しいただければ、そういったところを配慮しながら、資格証明書じゃなくて短期保険証を交付するというようなことで取り扱いを行っているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木議員。

●15番（佐々木春男君） 私の言い方が悪かったのかもしれませんが、その場で、窓口で国保の減免の件ですが、そこで見せてくださいと言われたんじゃないかと、そういうものも必要、確認されますよという様々な条件を言われたということで、その場で見せてくださいと言われたわけではないので、ここを理解していただきたいと思います。

それから——いずれにしても、こういう時世で短期保険証も発行、余り無理させないような形でやっておるようですけれども、結構な数が本市でも短期保険証、発行されておるようですので、何とか、できるだけ誰もが払える保険料の設定、これを望むものでございます。

それから、農業関係につきましては、企業が入るから悪いということじゃなくて、これから加工やそういうものも必要となれば、6次産業化を進めようとするれば、当然企業との連携も必要になると思います。そういう意味で、企業を敵視するものではありませんので、ぜひ——ただ、大手のそういうものとなりますと、ちょっと心配な面が出てくるわけですけれども、決して私も企業との連携を否定するものではございません。大いにやりながら農業の発展に努めていくべきだと考えております。

以上で質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで15番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため10時55分まで休憩といたします。

午前10時41分 休 憩

---

午前10時54分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

次に、13番伊東温子議員の一般質問を許します。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） すいません、暫時休憩していただけますか。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休 憩

---

午前10時56分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

13番伊東温子議員の一般質問を許します。13番。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） おはようございます。13番伊東温子です。一般質問をさせていただきます。

質問の前に、少し訂正がありますので、訂正をお願いいたします。

質問の①ですけれども、その中にある「環境省の「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値」、この後に「のうち心身に係る苦情に関する参照値」というものを入れてほしいと思います。

●議長（菊地衛君） もう一度、ゆっくりおっしゃってください。

●13番（伊東温子君） ①番の問題です。「環境省の「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値」、この後に「参照値のうち心身に係る苦情に関する参照値」というのを入れてほしいと——「物的及び心身に係る苦情に関する参照値のうち心身に係る苦情に関する参照値を超える数値」となります。よろしいでしょうか。

もう一つお願いいたします。②番の問題です。「既に建っている風車による被害」とありますけれども、「被害」を消して「風車による影響と思われる苦情が出ています。」として直していただきたいと思います。よろしいでしょうか。——訂正ありがとうございます。

では、一般質問を始めます。

5月29日の秋田さきがけ新報に、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の対象に認定された県内の風力発電計画の合計出力が全国最大だったと報じられました。

にかほ市でも、風車23基が建設予定されていると先日の全員協議会で報告されました。

5月21日には、大飯原発の運転差し止めを認める判決が出されるなど、再生可能エネルギーへの転換が求められていくものと思われます。

平成25年1月に、にかほ市では、にかほ市の風力建設に関するガイドラインを制定しました。それが制定されてから初めての環境影響調査を行ったその芹田、梨の木台の風力発電事業の環境影響調査が終わりました。そこでちょっと気になることがありますので、少し伺いたいと思います。

①番、芹田風力発電事業の調査では、黒川飛地区で梨の木台の風力発電事業の調査では、別荘と

小屋の沢、小滝地区で、環境省の低周波音問題対応の手引書の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値のうち、心身に係る苦情に関する参照値を超える数値が出ています。にかほ市の風力発電建設に関するガイドラインでも、風力発電施設から最も近い住宅において、この参照値を超えないものとするということです。市は、このことをどのように考えて対応しましたか、お聞かせください。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊東議員の御質問にお答えをいたしますけれども、風力発電に係る事務的なそうした形の質問が内容が多くありますので、まずは担当の部課長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、伊東議員の御質問にお答えをしたいと思います。

風力発電の低周波に関する調査結果について、市としてどのように考え対応したのかという御質問でございますが、別荘、芹田、梨の木台と表記なっていますので、私どももそのような形でお答えをさせていただきます。

芹田、梨の木台における風力発電事業の環境影響調査、これでは低周波音に係る調査において、芹田では50ヘルツから80ヘルツ、この間で参照値を超える結果となっております。また、梨の木台についても63ヘルツ及び80ヘルツの周波数帯において参照値を超えていると、このような結果となっております。

ただしですが、芹田においては現状でも——今申し上げたのが予測結果でございます。現状においても同じ周波数帯において参照値を超えているという状況でございます。風車設置後の予測と数値的には、ほとんど変わっていないという状況となっております。

梨の木台地区においては、小滝地区において現状と風車設置後の予測結果、この数値的には同じという結果でございました。

御指摘のとおり、別荘のある鳥屋森及び小屋の沢、この調査地点においては、風車設置後の予測結果において、わずかですけれども現状より超過するというような結果となっております。

こうした結果を踏まえまして、事業者においては風力発電施設の設置位置が鳥屋森では680メートル、小屋の沢では580メートル、ともに双方ともガイドライン、これは市で示した先ほどおっしゃっている市のガイドラインでございますが、住宅等から500メートル以上離れていることと、そういった居住環境に配慮することというふうにしておりますので、これが保たれているということで低周波の低減が図られるというように評価をしております。

また、参照値のことでございますけれども、確かに数値的に超えてはおりますけれども、いわゆる92デシベル以上となりますと、超低周波音による心身——先ほど物的と心身というのありましたけれども、92デシベル以上となりますと心身に係る苦情の可能性があるとと言われておりますが、これが環境省で先ほど伊東議員がおっしゃっているその手引きの中で示されている数値でございます。専門的な用語になりますと、そこで示しているその「G特性」と言われるものらしいんですが、い

ずれもその参照値である先ほど申し上げましたその92デシベルという数値に対しましては、その以下であるということで、環境省で示している数値及び市のガイドライン、500メートル以上離れることといったものがクリアされているということで、整合性が保たれているというような評価になっております。

これらの状況を踏まえまして、市としてはガイドラインにおいて参照値は超えないものとする、そのように示しておりますけれども、その92デシベルであったり、その超えている超えていない、参照値であったりそういったもの、なかなか専門的なもので我々も理解するのが難しいのではありますけれども、そういった環境省が示しているそのG特性において、それ以下であるというようなことと、こちらで一番懸念しているその環境が500メートル以上離れていると、離隔されているというようなことで、御心配のその低周波音の影響は相当に低減されていくのかなというふうに考えているところでございます。

さらにつけ加えますと、その環境省において低周波音に関するこの参照値でありますけれども、この意味合いでございますが、この参照値というのは、この値以下が望ましいとする目標値、また、この値を超えてはならないという規制値という意味ではないと。これは環境省の見解でございますが、苦情などの申し立てがあった場合に低周波音によるものかどうか、その影響なのかどうかを判断する目安であると、このように捉えているということでございます。今現在、一般的にはその発生元から距離が離れば離れるほど小さくなると、あるいは減衰するというふうに考えられておりますけれども、果たしてその距離がどれくらいあれば十分なのか、また、人体、人への影響もそれぞれでございまして、必ずしも数字的に解明はされていないというようなことから、環境省においても風力発電所から発生する騒音、こういった低周波音の実態調査、実態把握ということを今現在も進めておまして、いわゆるその参照値ではない基準の必要性も含めて今現在も検討を進めているというようなところでございます。そのような状況でございますので、市としても事業者と十分協議をしながら、と言いますのは、やはり人への影響というのは非常に難しい面がございますので、そういったことを慎重に検討しながら事業を進めてほしいというようなことで申し入れをしたり、協議をしたりしているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） G特性によってその数値は問題ないでしょうという感じでお聞かせいただいたんですけども、環境省の方の低周波音問題対応の手引書、これ2004年6月22日に書いてあるんですけども、この中に低周波音の評価は3分の1オクターブバンド圧力レベルによって行うことを基本としており、G特性音圧レベルのみで判断することは適切でないとあります。

また、どちらか一方にそういう参照値を超えるような値が出た場合は、これは好ましくないというような話になっているんですけども、その辺を含めてですねG特性というのはどちらかといえば超低温低音、これに対する音圧なんだと思っておりますけれども、その点ですね、G特性が大丈夫だから大丈夫なんではないだろうかというその根拠ですね、G特性についてどのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） そのG特性そのものについては、先ほど専門的なことなので難しいというところで、なかなか理解しがたいものなんですけれども、私が申し上げたのはその数値的なところでございまして、先ほどの芹田及び梨の木台において、芹田の方につきましては現状の調査において既に参照値を超えていると。風車が建った場合の予測数値、これを出してももちろん超えるわけなんですけれども、ほとんど変わらないという結果です。それから、梨の木台においては、小滝地区においては、現状と風車を建てた後の予測値、これは同じだということで、先ほどその問題になっている小屋の沢と別荘のある鳥屋森、こちらにおいてその参照値をわずかに超えるという結果が出たということです。その以外のところについては、現状でも超えているという状況であります。

そこで、参照値は超えているんですけれども、そこでいうところのそのG特性においては、心配される数値は、遥かに下回っているという結果だということです。現状でそれが解明されていないものですから、こちらでガイドラインで示しているその500メートルをクリアしているのかどうかという点と、一方でその特性はクリアしているというものがあるので慎重に対応していきたいなというところには変わりはありませんけれども、相当に軽減はされるのかなというふうに考えているところです。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） なかなか専門的な計算で出すので分からないんですけれども、今言われたように軽減されるのかなというその根拠ですね。それで、環境影響調査書の中にも、そのG特性によって軽微なものとするところもあるんですけども、その辺の根拠がよく分からないし、それから、参照値は基準ではないし、目標値でもない。それは分かるんですけど、なぜ参照値が生まれてきたかということに関しては、やっぱりそれをちょっと超えると苦情が多く寄せられていますよっていうことで、まず参照値を上回らないものとするというふうにかかれたと思うんです。そうして参照値も生まれてきたんだと思うんです。参照値以下でも、やはり苦情はあるということで、苦情が出た場合に、その音源と、その苦情者と対応している、そして対応していた場合にその参照値を持ってきて、これは風車によるものかどうかというのを判断するそういう数値だと思うんですね。そういうことを踏まえれば、やっぱり参照値を上回れば苦情が出るのではないかっていうふうな考え方で捉えると、超えているっていうことはちょっとこう心配な面があるのですけれども、その辺りの先ほど500メートル離れている、以上離れているから大丈夫だよって言うんですけれども、その辺の心配をですねどういうふうにかこう説明できるのかっていうことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 伊東議員もおっしゃっているとおり、参照値を超えなければ安全だということではなくて、伊東議員も御認識のとおり、参照値以下であっても苦情はあり得るということがまず一つ。つまりは、そういった基準値が示されていないということで、特に人が感じる不快感というのは、人によってもそれぞれだということがあります。ですので、参照値自体を超えなければ安全、超えればだめだというものでもないのかなというふうには思っています。「心配」という言葉で言っちゃえば、もちろん何もないということにはならないので、そういうことはあり得るの

かなというふうには思います。

ただ、事業を進める上では、そういった参照値以下であることが当然望ましいわけでありまして、仮に超えた場合にじゃあどうするのかというところの判断として、500メートル以上離隔することが一つの目安になると。あるいは、盛んに調べられているそういったその特性の中では基準を下回っている数値も出ているというようなところで、そういう意味では少なからず軽減されていくんだろうというふうな理解ができるのかなということであるところでもあります。

その周波数帯、先ほど伊東議員もおっしゃっていましたが、それが全てではなくて、いろいろその周波数帯においてその部分だけ、その部分だけという言い方もあれなんです、全部のところを超えているというわけではなくて、その2点において超えているという結果であったというようなことも一つの判断材料にしているということと、先ほどから言っているとおり、現状でも超えている数値がある、風車が建っても建たなくてもその参照値が超えている部分があるということも一つの判断材料にしています。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 今のお答えの中ですけれども、ある周波数の中で上回っていると、音圧が上回っている。これは、だからいいんだよということにはならないということ、ちゃんとその環境省の手引きの方の解説で述べられています。どの周波数に関しても超えてはならないんだよという、そういうことが書かれています。だから、ある周波数だからいいんだよというような、そういうことではとても納得できませんし、そして、やはり参照値を上回っている。そしてガイドラインは上回らないものとするということが明記されているわけですから、それも低周波の基準というところにおいて上回らないものとするを書いてあるので、非常にその辺が私としては納得できないところなんですけど、例えばこれでいいんだよというのではなくて、じゃあもっと違う、距離的にもうちょっと離してみようかとか、じゃあこの辺に設置した場合はどうだろうかとか、そういうことは考えられたものでしょうか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） その事業設置場所については、それらもろもろのことも踏まえながら適切な場所を事業者側で模索してきたのは事実でございます。必ずしもその低周波音、あるいは騒音だけの問題に限らず、周辺にはそのテレビ障害、電波障害等の恐れもあるというようなことで、そういったものを一つ一つクリアしながら設置できる場所を検討してきた、その場所が高速道路の建設地でもあるというようなことで、いろいろなところをクリアしながらやってきたところです。ただ、その東北電力との接続、連携認可の中で接続できる範囲は限られてくると。その中で、その設置箇所を取り決めをして、そこでもってそれを中心にいろいろな環境影響調査を行ってきたというところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） じゃあ環境影響評価が出た後は、そういうことは行われなかったということでしょうか。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、②番のあれと関連ということでもいいですか。あくまでも①番の項

目についてということで。

●13番（伊東温子君） はい。

●議長（菊地衛君） じゃあ、そのように答えをお願いします。総務部長。

●総務部長（齋藤均君） そのような観点から今の場所に決めたということです。いろいろ検討した結果、今の場所に決めて、そこで事業を行いたいということです。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） それでは、②番の問題に入りたいと思います。

既に建っている風車による被害について——すみません、さっき訂正しました。既に建っている風車による影響と考えられる苦情が出ているようですけれども、このことを市としては把握しているらっしゃいますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 以下の質問についても、担当の部課長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、二つ目の御質問にお答えをしたいと思います。

御承知のことと思いますけれども、現在、市内において稼働している風力発電事業所、発電所がございますが18基ございます。仁賀保高原で15基、大須郷、この地区に1基、そして芹田と飛に1基ずつと、この18基ということになっています。

このうち、芹田、飛地区、2基ございますが、こちらの風車につきましては落雷が多いと、そういった情報が結構あります。昨年の1月でありましたけれども、こちらから行った手前の飛の風車でございますけれども、落雷、ブレードに落雷がございまして、相当期間をかけて修理を行っております。ただ、周辺への実害的なものは報告されておられませんし、こちらも確認はしておりません。

芹田の風車につきましては、風切り音が聞こえると、地域の住民からの苦情の声がありまして、こちらに関しては設置者、事業者が当事者と誠意を持って今現在、実態調査、これを行ってるところでございます。その状況についても市としても報告を受けておりますけれども、まだ解決というところには至っておりません。現在も調査を継続中というふうに捉えております。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 芹田地区でそういう苦情が出ているということで、私もちょっとお聞きしたんですけれども、それがどういう被害というんでしょうか、風車によってどういう影響を受けてそういう状態になっているのかというのは、調査する必要があるかと思うんです。というのは、風切り音だけじゃなくて、例えば、いわゆる騒音で、その風切り音だけではないその音で目が覚めてしまって眠られない、これ騒音の問題だと思うんですけれども、あとそのほかに低周波音による定訴っていうんですか、愁訴、不定愁訴的なものがちょっとこう見えるなっていう感じもしました。気分が非常にこう悪いとか、そういうこともありましたし、決してその騒音だけによるものではないのかなと思われるようなことも、ちょっとこうありましたものですから、その辺をよく調査しなければいけないんじゃないかと思います。事業所の方で風のその騒音については、調査し

たような経緯はありますけれども、この調査の結果とか、そういうことは市の方では聞いていらっしやいますか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） その調査をしたということ、あるいはしているという状況については、逐次伺っておりますし、報告が入っております。手元にその具体的な数値的なものを持ち合わせはありませんけれども、もちろんその調査結果においては、先ほど来いろいろこう参照値であったり、いろいろな数値出ていますけれども、それと認められる数値は出てこないということではありますが、その2カ所はそういう状況でありますけれども、さっき言ったその不快を感じるそういったものについては、人もそれぞれ違うわけでございますので、その辺の因果関係といえますか、原因が何なのかをやはり調査、突き止める必要があるのではないかとということで今現在も調査を進めているというところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、発言の前にちゃんと挙手をして名乗ってください。伊東議員。

●13番（伊東温子君） 芹田は、特に今ある芹田地区にある風車よりも、その苦情のある芹田地区のその方の家には、300メートル近づくんですね。今もそういう状態になっているとすれば、本当にこういう調査っていうか、徹底した上で建設っていうのが本当は望ましいのかなと思います。

それとあと、市の方でこのガイドラインを作って風車建設をするその事業者、それと市と事業者と市民が協働でこういう風力発電を推進していくと、それを支援するためのベースであるというふうに書いてあることからしても、やはりそういうふうにして市がこう推進しているのであれば、やはりこの実態を把握して、これをきちっと解明した上でやはり建てるのが本来ではないかなと。今でもあるものをきちっと調査しないで、またその300メートル近づいて建てるということに対して、非常に疑問を感じるんですけども、市としてはどう思われているんでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 先ほどの質問にもお答えをしておりますけれども、この環境影響評価書の調査の中で、芹田地区においては先ほど参照値を超えている部分については、風車が建つ前の現状においても超えていると。風車が建つ後の予測値も当然、当然と言えば当然なんでしょうけれども、超える結果になっておると。わずかではありますけれども、さらにちょこっと上回るという結果が出ているという状況で、つまりは参照値だけを見れば現状でもそのような恐れがあるという中で、じゃあ風車が建てばどうなるのかということには、似たような結果が出るので、やっぱり慎重に対応すべきだということと、現在の事業者にはそういう苦情の声も出ているということもお伝えをして、その辺も慎重に調査しながら、あるいは納得いく説明をしながら進めてほしいというような申し入れはしております。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 芹田地区の説明会とかあった時に、前の風車が建つ時のその説明会の会議録を出してほしい、それから、風の向きによって何か測量値は変わるんじゃないかと、自分たちが風を強く感じる向き、方向ですね、それを考慮した上での調査をしてほしい、それから、こうした



事業が増えていくそういうことに関して、部落の中では本当わずかな人数だと思うんです、その被害、被害っていうんでしょうか苦情が出ている人っていうのは。個人差も非常にあるものですから、部落の中でも非常に孤立してしまっている。それで、どこに言えばいいんだろうと。もう言えない。言うと、あの人ちょっとおかしいとか、病院に行った方がいいんじゃないかとか、そういうことを言われているような状況で、これは一般的に苦情の人はそういうふうに、その地域で孤立化してしまうわけですね。そういうことに関して私のこういう気持ちをどこに持っていったらいいんだろうという、相談するところあるんだろうか、そういうことも聞かれました。風の向きによる測量をきちっと行ってもらいたい。それから、説明会の会議録を出していただきたい。それから、相談窓口をきちっと設置して広報していただきたいと、こういう声がちょっと寄せられたんですけども、このことに関しては市の方では、どう対応されるでしょうか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） さきの、今現在建っている風車に関してそういった苦情が寄せられておりまして、その件に関しましては市もその当事者との話し合いも持っておりますし、事業者との話し合いも当然進めております。ですので、当然私どもも受け止めますし、その中で解決策があるのであれば、その方向にもっていきたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 時間的な問題なんだろうけれども、私が行った時には市の方では全然来ていないということだったので、できればやはり市の方でもそういう声を聞いて実態把握、これをきちっとやった上で今の風車ということにさせていただきたいと思います。

③番目の問題です。

昨年、にかほ市の観光振興プロジェクトチームが企画した「ふるさと温もり・にかほット！島めぐり」が観光庁の官民協働した魅力ある観光地再建・強化事業に選定され、ANA総合研究所と地域協働協定を結び、今年も環境庁の観光地ビジネス創出の総合支援事業に選ばれました。さらには、芭蕉ゆかりの地として、象潟及び汐越の国の名勝に指定されました。

これらを踏まえて、市は環境影響評価方法書に対して意見を述べられたのでしょうか、お伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、三つ目の質問にお答えをしたいと思います。

観光面と文化財の面から見た方法書に対する市の意見ということではありますが、昨年3月でありますけれども、方法書に対しまして市の意見として景観について九十九島や鳥海山を背景にした写真画、観光パンフレット、あるいは写真展などに使われていることから、写真、絵画、墨絵などのグループ、愛好家団体、こういった方々から意見をもらうようにと、自然・景観の方に配慮するようにというように意見書を出させてもらっております。

これを受けまして、評価書の方を見ていただければ載っておるんでございますが、事業所では各団体から意見をもらっておりますけれども、特に問題はないというような報告を受けております。

ちなみに、その各団体というのは、個人的な名前は差し控えさせていただきますけれども、写真

愛好家からはですね、景観上、風力発電よりも電柱、電線の方が邪魔になっていると。展覧会に出すような写真には写ってこないし、そのような写真を撮っても入選はあり得ないと、風車に関してですけれども、そういった見解を示しております。

また、絵画、墨絵のグループなんですけれども、絵を描くときには、こちらは絵を描いたり墨絵なので、描くときには、景色を忠実に描くことはなく、必要ないものは描かないということなので、特に問題はないというような報告でございます。

それから、今年2月に提出された方法書があって、準備書という形になるんですけれども、こちらに対する意見書でありますけれども、この時には観光課及び文化財保護課と協議をしまして、観光資源である鳥海山の景観を損ねることのないように、稜線に重ならないような配置をすることとの意見を付しております。

また、文化財保護課としては、天然記念物の範囲内に風力発電施設を建設するものではないと、こういった理由から、天然記念物「象潟」保存管理計画に基づいた行政的な指導はできないという回答でございました。

この件に関しましては教育委員会の方からも補足回答がございますので、つけ加えさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 教育関係につきましてでございますけれども、伊東議員の質問にもありましたとおり、平成26年3月18日におくのはそ道風景地象潟及び汐越が国の名勝に指定されております。

今、総務部長からお話ありましたけれども、にかほ市の定めているガイドラインに環境影響評価に文化財の項目があります。国の名勝も文化財の中に含まれます。その指定の範囲につきましては、蚶満寺、塩焼島、能因島、弁天島、尼森の九十九島の一部と、それから熊野神社境内、欄干橋から下流の象潟川の一部となっております。名勝指定に近い梨の木台風力発電につきましては、指定地域外ということでございまして、文化財保護法では規定をされません。そういうこともありまして、それから名勝の風致景観を損なうものでもないということで、意見を述べるようなことはしていません。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 各団体からの意見が出されたということで、市の方で聞いたということで分かりました。

ただ一つお尋ねしたいのは、環境影響調査のその方法、方法書のときだったと思うんですけれども、ある方がですね16地点だったと思うんですけど、そこからその鳥海山を望んだときに風車はどういう位置にあるのか、モンタージュするよということで16地点が出されたんですね。私も意見は述べたんですけども、非常にぼんやりした写真でした。はっきりしない、ぼんやりした写真で、しかもそういう手法なんでしょうけれども、風車が建つところに赤い矢印がついて、ここに建ちますよっていうような感じの写真でしたので、もっとはっきりした写真をということで、これでは分からないというふうにして私も意見は述べたんですけども、ある方がとても納得できないという

ことで事業者の方に意見をしたら、その事業者が調査会社の方に電話してくれということで、電話して、きちっとしたものを出していただいたそうなんです。残念ながらその写真はあなただけにやるのであって、誰に公表してもいけませんということで、私も見ていません。ただ、16地点のうち、かなりの地点で風車が見えたと、確認できたということでしか話は聞けなかったんです。

例えばこういうこう景勝地について、そうしたきちっとした写真とかそういうものの要求、そういうものは市の方ではなされなかったんでしょうか、報告書の時に。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） このモニタージュにつきましては、私どもも当初からそのようなものを作るようにということで申し入れをしております。確かに評価書の方にその掲載ございました。

感想的なことを申し上げれば、伊東議員とは余りさして変わらず、なかなかはっきりしないなというような印象を受けていますけれども、意見書の中にはその見えないというよりは、その見えると、認識ができるというような表記がございましたので、位置によっては見えるんだなということは確認しております。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 何と言ってもやはり島とか鳥海山というのは観光資源でもあるわけです。文化資源でもあるわけです。そういったところの写真というものを、やはり市の方でもきちっと方法書の時にもう少し強く要望して、きちっとしたものを評価書の中で皆さんが見れるように提示してほしかったなど、そういうふうに思います。

次の問題にいきます。

④番目、ANA総研や関係者の方々から、アドバイスや意見はありましたか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） ANA総研からの意見は、もらっておりません。アドバイスもいただいておりません。

関係者ということでございますが、先ほどその関係団体等の意見については、申し上げたとおりでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 関係者というよりも、ANA総研というのは地域協働協定を結んだところでもありますし、最初の事業として「ふるさと温もり・にかほット！島めぐり」ということもやられて、その後、島めぐりのコースも制定というか作られたわけですし、そういうことを踏まえたら、やはりそういうところに何かアドバイスを受ける責任、専門家ではないんでしょうけれども、そういうのに近い立場にあると思うんです。この地区のその観光のその魅力を掘り起こすとかビジネスに創出させるということで、こういう事業が環境庁の方から選定されているわけですから、当然そういうところからの意見というのは聴取しておくべきだと思ったんですけれども、残念だと思います。

じゃあ⑤番目の質問にいきます。

象潟町のイメージや印象が変わると思われませんが、関連する団体から意見を聞くことは進められ

ましたか。この問題は、先ほど関連する団体ということで、省かせていただきます。

最後に、⑥番になりますね。環境影響評価提出後、協議や調整は行われましたか。このことについて先ほども答弁ありましたけれども、まとめてこの項目でお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 繰り返しになるかもしれませんが、評価書の提出後にかかわらず、事業者とは事業の進捗状況を確認するために随時協議を進めております。その評価後を提示されて、アセスメント終わったわけですが、現在はその事業の工程がどうなっているのか、またはその稼働している芹田の業者の騒音、さっきの苦情の話でございますけれども、そういったことが事実として起きているというようなことをお伝えしながら、さらには今やろうとしている事業者については、住民との協議、そういった状況はどうなっているとか、そういった確認をしております。

こちらの風車につきましては、土地が財産区有地というようなこともございますので、関係する、当方では財政課になるわけですが、その土地の契約に関することなどの協議も行っております。

今後もそういったことで協議、あるいは情報交換を進めていくと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東議員。

●13番（伊東温子君） 今現在も、なお、工程、苦情についてとか協議とかいろんな協議が行われているようですので、こういう実態を踏まえた、ただ単にこう数字的な解決ではなくて、本当に住民が住める、安心して住める、そういう地区にするためにも、慎重に協議を行いながらいってほしいと思いますし、十分にその市民の先ほども言いましたけれども、安心と安全というものを守る意味でも、きちっとした状況把握をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで13番伊東温子議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

それでは、次に、5番奥山収三議員の一般質問を許します。奥山議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 一般質問3番目、しかも今日、最後の質問になります。よろしく答弁の方、お願いいたします。

私は、3月議会における問責決議文に対する市長の対応について、この項目一つにつき質問をさせていただきます。

質問に入る前に、私は前回、3月議会において、市長に対する辞職勧告決議案が提出されました。

それに対して私は反対しました。それはなぜかと言いますと、私は物事に順序があると、そういう思いで反対した次第です。というのは、今回の件に関して、新聞で報道されている件に関しまして、市長は対立候補である方の夫の測量会社、それに対して順序を踏まずに指名から除名した。または、本来はその夫である会社が直接関係ないはずなのに、それに対して制裁というか報復、いろんな考え方があってもいいかもしれませんが、それは私は市長の説明の時にも、これは市長にも話してありますが、まずは文書で、間違いがあるのであれば文書で、ここ、ここは間違っていますよと、相手方に、先方に連絡する。そして向こうからは、またそれに対する答弁が、答えが返ってくるでしょう。その結果、やはりどうしてもおかしいと、相手方が、ならばいつからいつまで除名という制裁をしますよと、それをちゃんと申し入れてやるべきことが僕は大人がやる順序だと思っています。ですから、私は先ほどもお話ししましたように、辞職勧告決議案に対しては拙速だと、まずは問責決議文を提出し、それに対して市長がどのような行動をするのか、または自らの身を律するのか、それが私は順序だと思っています。それゆえに、今日の質問に至った次第です。

そこで私は、端的に申し上げたいと思いますが、これから出てくる質問いたします5項目につきましては、今、私が話したことが基本的な考え方になっておりますので、どうぞぜひその点をお含みおきの上、答弁くださるよう申し上げます。

まず一つ目、市長は、この問責決議に対して、どのように考えているのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたします。

問責決議に対して、どのように考えているかであります。

問責決議については、これを真摯に受け止めて、決議された3月定例会以降、各種団体の総会、あるいは各種の行政懇談会、こうした席上で、市政を混乱させてしまったことなどについて、市民の皆様方に深くお詫びを申し上げてきたところであります。そして今後、こうしたことがないように、心がけをしながら、にかほ市が抱える課題に全力を傾注して市政を前へと進めることができるように、さらに努力を重ねてまいりたいと、そういうお話をさせていただいたところであります。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 市長がいろんな席で謝罪されているというのは私も聞いてはおります。今回の件に関しましては、何度も新聞に載っておりますし、余り市民とすれば、正直なことを言いますと、本来は市長たる立場は、市を盛り上げるべきであって、決して市の足を引っ張る、または不名誉なこと、そういうことで市が逆に不名誉なことで有名になるということは、有名になるというか報道に乗るということは、非常にあってはならないことなわけです。

そこで、確かに今回、これは後で出てきますが、市長が今回の議案に条例の一部を改正するという、自分の身の律し方の一つの表れとしたんだろうとは思いますが、私はこの件に関しては非常に重い問題だと私は思っております。先ほど来話しているように、あってはならないことが起きた。しかも、対立候補の夫という直接選挙には直接的な関係のない会社まで除名した。これは、ただ単なる謝罪してきたというだけで済む問題では私はないような気がします。先ほど来お話ししているよ

うに、順序を踏まえるのであれば、私はもっともっと早く謝罪、もしくは今回のこの議案に出ているようなものを臨時議会を開くにしろ何にしろ、あつてしかるべきではなかったかと私は思っております。少し遅かったのではないか、それに対して市長はどう思っていますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） これまでの一連の行動については、先ほど申し上げましたように、深く反省をして、二度とこういうことがないように取り組んでまいります。これは市民の皆様方にもお話をしてまいりました。

ただ、今御質問の中には臨時議会でもというお話ですが、やはり問題が発生してから市議会議員の選挙がありました。ですから、その状況の中では、やはりちょっと厳しかったのかな、そのやり取りは厳しかったのかなというふうな思いで、今日、本会議で、今回の定例会で自分の身を律するという一つの方法として給与削減の条例改正案を提案させていただいたところであります。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 次の二つ目の質問に移ります。

先ほど来お話しているように、辞職勧告決議案が出されましたけれども、これは否決されました。それはそれとして、市長はこの件で、自ら職を辞することを考えたことはあったのかなかったのか伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 御質問の自ら辞職をするかということではありますが、結論から申し上げて職を辞する考え方は持っておりませんし、持ってまたおりませんでした。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 辞する考えは持っていなかったということは、多少なりとも自分の良心の呵責、そういうものは、もうなかったですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 良心の呵責というお話でありますけれども、先ほど申し上げましたように、自らの行動については深く反省して、そして市民の皆様方にお詫びをして、これから市が抱える課題などに積極的に取り組んでいかなければならない、そうした気持ちを新たにしたところであります。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） ちょっと早いですけど、じゃあ三つ目に移らせていただきます。

3月31日に、もちろんこれは今年の3月です。当時の議長、副議長と面会された時、どのような話し合いが行われましたのか伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 議長、副議長、そして議会運営委員会の委員長、市長室に来ました。これは話し合いをしたかということよりも、問責決議を受けて、にかほ市、あるいは市民のためにも、

こうした混乱を長引かせることは市の利益に繋がらない。したがって、問責決議を重く受け止めて、市長として早期に行動してほしいというふうな要請であったと記憶しております。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） その議長、副議長、または議会運営委員長、その3人から要請を受けたと。そして、その後どうなったんですか。というのは、なぜこのことを聞くかといいますと、商工会とその測量会社、そこに議長、副議長、日程調整、そのような形で向こうの方に行っております。こちらは、この件に関しては、どちらが話が先に出たのか、記憶あるだけで結構ですので教えてください。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 商工会との関係であります。先ほど申し上げましたように、市長として早期に問責決議を重く見て行動してほしいということですが、議長を初め副議長、あるいは議会運営委員会の委員長、こうした方々が、やはり先ほど申し上げましたように長引かせることは良くないということで、自ら商工会と接触をしたものと、私はそのように思っております。

それから、その後に情報をもらいました。これは私からの要請でもありませんし、先ほど申し上げましたように、議会側として早期にこれを終結させたいという思いで自ら商工会長とお会いをして、いろいろ話をしたようでもありますけれども、その情報を得て、私がかかるといふ形の日程については、こちらから日にちを申し入れて調整をして日にちを決めたという経緯がございます。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 聞きますと、要は当時の議長、副議長、議会運営委員長が、言ってみれば勇み足で、商工会、もしくは測量会社の方に行った。その情報は市長は得ていたということになりますね。となればですね、これは市長の問題ですから、いや、そこまでなくてもいいと、これは俺の問題だから、市長部局の問題だからこちらでやると、なぜ蹴ってくれなかったんですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） いや、よく意味が分からないんですけども、自ら議会として当時の議長を初め行動したことに對して、その後に私が情報をもらったのであって、それを蹴るといふのは、どういうふうにして蹴ればいいんですか。ちょっと分かりませんが、情報を得たから、だとすればこういう形の中でありましたので、私から商工会の方にアポイントを取って日にちを設定してお会いをしたということになります。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 確かに蹴るといふ言葉は不適切だったかもしれませんが、ただ、いずれにしても、早くその、例えば謝罪してくださいよと、謝罪といふか行動に移してくださいよと言われた段階で、市長はじゃあ分かったと、じゃあうちの方でそれは段取りするからと、それは本来は市長部局の方でやるべきことだったのではないかなという意味で先ほど聞いたわけです。それを確かに、僕も先ほど言いましたけれども、議長、副議長、もしくは議会運営委員長が多少の勇み足だったのは、これは私も分かります。とはいえ、いずれにせよ、市長部局の方でそれは全部段取りすべきことではなかったのかと私は思うわけです。

そこで、新聞にも多少出ていますけれども、測量会社の方は、これはおかしいと、問責決議文を出した側が強制的なことをするのはおかしいものではないかと、これはもっともな話だと私は思います。

そこで、四つ目に入ります。当の測量会社に対して、3月31日以降、以来、謝罪どころか何ら連絡もないということですから、どういうことなのか、なぜ謝罪されないのか伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 藤和の社長さんは、先ほど情報も得ておりましたし、あるいは新聞の記事にもなっておりました。謝罪は受けないし、面談は拒否するというふうな報道がございました。だとすれば、面談していろいろお詫びなども申し上げることは難しいだろうということで今日に至ったわけであります。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 先ほど私が言ったように、新聞にはその測量会社の社長さんは、この問責決議文を出した側が仲介に来ること自体がおかしいのではないかと、だから今は会う必要がないと、そういう意味のことで言ってるわけですね。それを、ただそう言ったから、こちらは謝罪する、会いに行く必要がないと、それはちょっとおかしいのではないですか。むしろ誠意を持って市長が、市長サイドが誠意を持って、仮に、仮に断られたとしても、少なくとも何度かは努力してみる必要性があったのではないですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 残念ながらそういう形にはなりません。いずれにしましても、先ほど来申し上げておりますように、私がやった行動については、深くお詫びを申し上げて、今後こうしたことがないように取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 分かりました。分かりましたというか、じゃあ今後あれですか、謝罪をするつもりはないということですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） そういう機会を作ることがということが前提になろうかと思えます。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 機会を作ることが前提ということは、どういうことですか。ちなみに、市側は、市長サイドではそういう機会は作らないということですか。それとも、そういう機会に恵まれたらということなんですか。どちらなのでしょう。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど来申し上げておりますように、本人が会わないと、拒否すると、それは先ほど問責議決をした側がやったからそうだという受け止め方は、私はしておりません。しておりませんので、そういう環境ができるかどうかは、これからだと思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。



●5番（奥山収三君）　ということは、謝罪する機会は、もうこれで閉ざされたような形になってしまっているわけですね。例えば、そういう機会があればとは言いながらも、そういう機会が誰が作るのか。例えば、例えばですよ、市長部長である副市长、もしくは総務部の部長、そういう方々が、むしろ率先してそういう立場を作るべきじゃないですか。

●議長（菊地衛君）　奥山議員、質問の先は市長でよろしいですか。

●5番（奥山収三君）　もちろん、市長です。

●議長（菊地衛君）　答弁、市長。

●市長（横山忠長君）　先ほど来申し上げておりますように、そうした機会を作ることができれば、作ってみたいなという思いであります。

●議長（菊地衛君）　奥山議員。

●5番（奥山収三君）　作れば、そういう機会が作れば作ってみたいなと、何か非常に曖昧模糊とした答弁で、ちょっとこれは納得いきませんね。むしろ、ぜひ作って、作りたいという前向きな答弁であるならば、まだ私も納得できますけれども、そういう、もうちょっと具体的に話してもらえませんか。

●議長（菊地衛君）　市長。

●市長（横山忠長君）　先ほど来何回も同じことの繰り返しになりますが、本人がどうかです。ですから、私の心の中には、ぐっと来てるのは、会う必要はないと、拒否すると、この報道の一面が大きく私の心にありますので、今の段階ですぐにどうのこうのという形は考えておりませんが、今、指名にも何回か来て入札しておりますので、庁舎内で会う機会もあるかもしれません。そういう形の中でもちょっと考えてみたいなと思っております。

●議長（菊地衛君）　奥山議員。

●5番（奥山収三君）　本人が会う必要がないということなんで、私も会う必要がないというようなことですが、いずれにしても、この件に関して、いつまでたってもどうもちろみきそうがないので、いずれにせよ市長の方でもし庁舎内で会うような機会がありましたら、ぜひ歩み寄って謝罪する機会を私は設けてほしいと思います。

次、五つ目に移ります。

今回、先ほど僕ちょっと言いましたけれども、この条例の一部を改正するという事で市長の議案が今回の議案に乗ってきていますけれども、この自らの身を律することを厳しく求めるということに対して、どのように身を律したのかということ質問では書いていますけれども、先ほど来市長が、また同じことだと思えるんですけども、真摯に受け止めて二度とこのようなことのないように前向きになって頑張るといふようなことをおっしゃってましたので、この自分の身を律したということに関しては、それ以上のことは聞かないことにしておきます。

ただ、今回のこの議案に出てきています条例の一部を改正する条例の制定について、この市長の減額、10分の2、6ヵ月、これの根拠を伺います。

●議長（菊地衛君）　市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 根拠というお話ではありますが、県内・県外の、こうした色々な取り組みの中で、首長が給与を減額している事例があります。そうしたものを踏まえて、照らし合わせて今回10分の2、6ヵ月間減額するという形を提案させていただいたということでございます。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 確かに今おっしゃったように、なぜかここ何箇月間の間に県内でもそうなんですけども、至る所、至る所と言えればちょっと語弊ありますか、何箇所かで市長の減額というものが出てきています。ところが、今回のにかほ市に限っては、ほかの市で生じている不祥事とは全然異質なものだと思はるんです。というのは、例えばほかの市では、職員の不正、もしくは工事の変更、そういうもので予算が嵩む、もしくはいろんな件で責任を取るために減給10分の1、もしくは10分の2とか、そういうものが報道されています。ところが、今回のこのにかほ市に限っては、全然異質のものとして思います、その内容は。市長自らやったことなんですよ、これは。職員がやったことじゃないんですよ。ということは、はっきり僕に言わせてみれば、この議案が今回出てくるとは私は思わなかったです。もしこの議案が出てこないとすれば、私は減額10分の5、任期中それで頑張るといふのであれば、私はこれは十分納得したと思います。ところが、10分の2の6ヵ月、私に言わせてみれば、これは非常に甘い、市民に言わせてみても、私は甘いと思います。市長は市民サイドから見て、どう思われるかお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 減額の範囲、大きさというものは、それぞれの人の考え方だろうと思います。受け止め方だろうと思います。ですから、私に今の御質問に対して、どうのこうのというのは申し上げられませんが、まずそれは今申し上げたように、一人一人の受け止め方だと思いますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 再度申し上げますけれども、10分の2の根拠、先ほど聞きました。ほかの市町村、もしくは県外・県内、そういうものを照らし合わせて10分の2というその金額を設定したと。それに対して市長の場合は、先ほど言ったように異質なものであると、やったことがですね、市長が行ったことが。それで私はあれですけども、例えば10分の2、これを任期中ということは考えなかったですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 考えておりませんでした。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） これは考えていないというのに、それを論じてみてもしようがないわけですけども、いずれにしましても、もう少し私はですね、今回の件に関しては、市長は責任を重大なものであると受け止める必要性が僕はあると思います。ですから今回のこの議案に対しては、仮に、まだ先の話ですけども、仮に可決になったとしても、12月31日までの期限になります。ぜひ12月定例会で、もう一度減額、さらに任期中に減額して頑張るといふような意思を私は表明してほしいと思っています。これ以上、どうも話し合いをしても平行線みたいですので、これで一般質問を終

わります。

●議長（菊地衛君） これで、5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時32分 散 会

---

